

介護保険福祉用具貸与に係る Q & A

1. 制度全般に係る Q & A

<p>福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置付けることを目的とするサービス担当者会議を開催する場合、会議に出席するのは福祉用具貸与事業者の担当者のみでよいですか。</p>	<p>利用者の生活全般の再アセスメントが目的となる会議であるため、福祉用具貸与事業者のみではなく、他の利用サービス事業者等の関係者にも参加を求める必要があります。</p>
<p>月途中でサービスの提供の開始または中止を行った場合、1か月分の料金を支払う必要がありますか。</p>	<p>福祉用具貸与の介護報酬は、日割り、半額または月額報酬となり、事業所ごとに取扱いが異なりますので、事業所に確認をお願いします。</p>
<p>居宅で福祉用具貸与を利用している方が、月の初日の午後に関護保険施設に入所した場合、当該月分の福祉用具貸与費の算定はできますか。</p>	<p>介護保険施設への入所前に居宅で福祉用具を利用していた場合には保険給付の対象となります。当該月については、日割り若しくは半月分の単位で算定してください。</p>
<p>介護付き有料老人ホーム（特定施設）に入所中の方に対し、福祉用具貸与の費用を算定することができますか。</p>	<p>介護付き有料老人ホーム（特定施設）、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設に入所中の方は、福祉用具貸与の費用を算定することができません。 ただし、外部サービス利用型の特定施設や住宅型有料老人ホーム、特定施設の指定を受けていないサービス付き高齢者向け住宅等の場合は算定できます。</p>

<p>デイサービスで利用するためだけのために、車いすをレンタルすることはできますか。</p>	<p>福祉用具は居宅で使用するものです。居宅でも利用している車いすをデイサービスに持ち込み利用するのであれば、貸与可能ですが、デイサービス先のみでの利用は、保険給付の対象となりません。</p>
<p>居宅で利用している福祉用具のベッドについて、利用者がショートステイを利用することにより自宅を不在にしてもレンタルすることはできますか。</p>	<p>ショートステイ利用中には「予定外の一時帰宅」や「退所日の前倒し」等も想定されるため、その際に利用者の生活環境を担保する観点から、貸与可能です。 ただし、使用していないベッドに対して料金が発生することを鑑みて、貸与の必要性をサービス担当者会議等で十分に検討し、ケアプランに明記してください。</p>
<p>長期ショートステイを利用中の方が、自宅で数日過ごすためにベッドや車いすをレンタルすることができますか。</p>	<p>ショートステイ利用者であっても、自宅で利用する場合には、レンタルできます。 ただし、当該福祉用具をショートステイ施設内のみで利用する場合には保険給付の対象とはなりません。</p>
<p>1月のうち数日を家族宅で生活している場合、福祉用具のベッドを居宅、家族宅でそれぞれ1台ずつレンタルすることはできますか。</p>	<p>福祉用具は日常生活上の便宜を図るものであることから、原則として居宅以外で使う場合は保険給付の対象となりません。</p>

2. サービス利用に係る Q&A

<p>車いすを屋内用と屋外用で2台レンタルすることはできますか。</p>	<p>適切なアセスメントに基づいて、利用者の自立支援、重度化防止の観点から利用者の日常生活上、必要であるとケアマネジャー判断する場合には、2台必要な理由を十分に検討し、ケアプランに位置付けた上で利用が可能です。その場合、ケアプランに2台必要な理由を明記してください。</p>
<p>車いす、歩行器の屋内・屋外用の使い分けで両方レンタルすることは可能ですか。</p>	<p>適切なアセスメントに基づいて、利用者の自立支援、重度化防止の観点から屋内・屋外それぞれにおける貸与の必要性を十分検討してください。利用者の日常生活上、必要であるとケアマネジャー判断する場合には、ケアプランに位置付けた上で利用が可能です。その場合、ケアプランに両方貸与が必要な理由を明記してください。</p>
<p>居宅において車いすや介護用ベッドを利用していない場合、付属品のみのレンタルすることはできますか。</p>	<p>利用者本人が居宅において車いすや介護用ベッド（特殊寝台）を使用していない場合、付属品のみを貸与することはできません。</p>
<p>介護保険の給付を受けずに車いすや介護用ベッドを使用している方が、車いす付属品や特殊寝台付属品のみをレンタルすることはできますか。</p>	<p>既に車いすや介護用ベッドを使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車いす付属品や特殊寝台付属品のみの貸与をすることができます。</p>

<p>体位変換器の適用では、「専ら体位を保持するためのものは除かれる」とされているが、例えば身体の下へ挿入しやすい形状であるなど、体位変換を容易にする機能を有するものは、体位変換器として認められますか。</p>	<p>「専ら体位を保持するためのものは除かれる」とは、まくら、座布団等、通常専ら就寝や安息のために使われるものは除外されるという趣旨であり、体位保持の機能を持つものであっても、身体の下への挿入が容易で、挿入後も形態が崩れないなど体位の変換に容易に活用できるものであれば、体位変換器として認められます。</p>
---	--

以上